

第1章 総論

第1節 地域計画策定の趣旨

本県では、県民が健康の保持増進から疾病の予防、診断・治療、リハビリテーションに至る質の高い保健医療サービスを受けられるよう、地域を基盤とするシステム化された包括的、継続的、合理的な保健医療供給体制の確立を目指して、昭和62年に「鹿児島県保健医療計画」を策定しました。地域においては、鹿児島県保健医療計画の一部として、地域特性や実情に即した「地域保健医療計画」を策定することとし、本地域においても平成5年に策定しました。

その後も、概ね5年ごとに見直しを行い、地域住民がいつでも、どこでも、適切な保健医療サービスを受けることができるよう保健医療供給体制の整備・充実に努めてきました。

平成20年度には、従来の「地域保健医療計画」の名称を「地域医療連携計画」に改め、二次保健医療圏ごとに、疾病別、事業別の医療連携体制を主な内容とする計画として策定することとしました。

近年、少子高齢化の一層の進行や、不適切な食生活や運動不足などに起因する生活習慣病、心の病に悩む人々の増加等により、県民の保健医療へのニーズも多様化・高度化しています。

また、東日本大震災や熊本地震のように大規模な自然災害発生時の医療や産科・小児科などの医療の確保とともに、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となる平成37（2025）年の高齢者像、高齢社会像を踏まえた地域包括ケアシステムの整備充実等も求められています。

国においては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、平成26年に「地域における医療と介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（以下「医療介護総合確保推進法」という。）を制定し、本県では、これを受けて、病床の機能の分化及び連携並びに在宅医療を推進し、将来の医療需要に対応した適切な医療提供体制の構築を図るため、平成28年11月に「鹿児島県地域医療構想」を保健医療計画の一部として定めたところです。

このような状況を踏まえ、県では、平成25年に策定した鹿児島県保健医療計画を見直し、平成30年度を初年度とする「鹿児島県保健医療計画（以下、「県計画」という。）」を策定しました。

今回従来の計画が見直されたことに伴い、鹿児島保健医療圏のうち日置地区・鹿児島郡の鹿児島保健医療圏（日置地区・鹿児島郡）地域医療連携計画（以下「地域計画」という。）を策定しました。

第2節 基本理念

県民が健康で長生きでき、
安心して医療を受けられる、みんなが元気な鹿児島
《早世の減少・健康寿命の延伸・QOLの向上》

早世の減少，健康寿命の延伸，QOLの向上を目標に，地域住民が健康で長生きでき，安心して医療を受けられ，みんなが元気な日置地区・鹿児島郡地域を目指します。

第3節 地域計画の位置づけ

- 地域計画は，県計画の一部を構成するものとして位置づけられるものです。
- 地域計画は，県計画の基本理念等を踏まえた管内の医療連携体制等を具体的に記した計画であり，県計画と整合性のとれた方策等を盛り込んだものです。
- 地域計画に盛り込んだ地域医療連携体制については，管内の保健医療等関係機関・団体等の連携の在り方を示すものです。
- 地域計画は，管内の市村，保健医療等関係機関・団体等の合意に基づき，保健医療等施策の基本的方向を示すもので，地域住民に対しては，自主的，積極的な健康行動や受診行動を期待するものです。

また，地域計画の推進に当たっては，共生・協働の理念のもと，行政・関係機関・住民など様々な分野の人々が協力して行うものです。